

【水道メールマガジン】第 14 号(2020 年4月)

県庁生活衛生課です／水道事業のタスキをつなぐ～非常時でも水を送り続けるために～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。  
(今回は藤本が皆さまにお役に立つ情報を配信します)

新年度になり、1か月が経ちました。

年度初めで落ち着かないだけでなく、今年は新型コロナウイルスの  
影響もあり、みなさん大変な思いをされているのではないのでしょうか。

このような中でも、水道事業の継続にご尽力いただきありがとうございます。  
います。

▼△▼

今号の話題 \_\_\_\_\_

第14号 非常時における水道事業の継続のために

▲▽▲

水道事業者の皆様においては、すでに対策を講じていただいていること  
と思いますが、改めてまとめてみました。

もし「うちはここが足りていないな」と感じる部分があれば、見直しを  
するきっかけにいただければと思います。

### ○情報連絡体制の整備

多くの事業体ではすでに対策本部の設置があり、情報連絡体制も整備されて  
います。

今回の「新型コロナウイルス感染症」のような事例では、人との接触機会を  
できるだけ減らすことが求められており、情報共有の手段も工夫が必要です。

少ない人員での業務を強いられることになるので「情報収集を一括で行い、  
それを皆で共有する」といった体制づくりをするなど、効率的な運営も検討  
してみてください。

## ○業務の継続

住民の命綱でもある「水道水」の供給を継続するためには、以下のようなことが重要になります。

### 【必要な人員の確保】

- ・職員の感染予防のため、テレワークや時差通勤などの活用
- ・優先順位の低い業務の一時停止の検討
- ・部局内で感染者が発生した場合の、必要人員の確保(配置換えや融通、派遣要請)
- ・断水、漏水、濁水などの突発事故対応のための体制確保(応援要請など)

まずは職員の感染予防に努めていただくことが重要です。

そのような中でも、突発事故が発生した際には遅滞なく対応できるよう、体制の確保をお願いします。

### 【必要な物資の確保】

- ・水道水の安定供給に必要な薬品、修繕等に必要な資材の確保
- ・入手先の状況確認

影響が長期化すれば、浄水用薬品や修繕に必要な資機材の供給が不足することも懸念されます。在庫量の確認に加え、入手先の状況、周辺事業者の状況なども確認しておくことをお勧めします。

### 【利用者への情報提供】

- ・水道水の安全性についての情報提供
- ・水道料金の支払猶予等の柔軟な措置を実施する場合の周知

外出を控えていただいている状況において、どのような環境の(広報紙が見られない、インターネットが見られない)方にも情報が届けられるよう、広報媒体を工夫する必要があります。

地震や豪雨による災害では、施設・設備に甚大な被害が発生しますが、被害の少なかった地区や周辺事業者からの応援を受けながら給水を続けることができます。

一方、感染症は主に「人に対する被害」で、また、影響範囲が全国的または世界的な規模になることから「被害の少なかった隣の事業体に助けてもらう」ということができないのが特徴の一つです。

今年の初め頃から「新型コロナウイルス感染症」が広がり、この状況がいつまで続くのかは誰にもわからない状況です。

住民に「命の水」を送り続けるため、先を見越した上で、今できることをしっかりと実施していきましょう。

■ □ \_\_\_\_\_

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■ \_\_\_\_\_